

# 商品概要説明書

2026年5月18日現在

商品名：懸賞品付特別金利定期預金										
販売対象	個人（個人事業主を含む）・法人の方で、新規預入に限ります。									
募集総額	20億円									
取扱期間	2026年5月18日（月）～2026年7月31日（金） ※ただし、募集金額20億円に達した時点で本定期預金の取扱いを終了いたします。									
対象定期預金	自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期）（自動継続型）									
預入期間	1年（3年目まで自動継続の都度適用金利がアップします。）									
預入	預入方法	一括預入								
	預入金額	50万円以上 ※1口座のお預け入れ金額が1,000万円以上の場合も大口定期の取扱いとはなりません。また、満期日に自動継続する場合もスーパー定期となります。								
	預入単位	1円単位								
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。									
懸賞品	抽選にて「旬彩カタログ しんきんのつなぐ力」絆コース（3,000円相当）を進呈します。									
懸賞品抽選権（抽選番号）	個人のお客さま：預入金額50万円を1口として、1口当たり1本の抽選権（抽選番号）を付与します。 法人のお客さま：預入金額250万円を1口として、1口当たり1本の抽選権（抽選番号）を付与します。 ※抽選権は1ユニット1,000口とし、最大4ユニット（4,000口）とします。									
抽選方法	・当選本数は1ユニットにつき100本とします。（当選本数最大400本） ※抽選権が1ユニットに満たない場合、当選本数は100本より少なくなります。また、募集状況によって当選本数は400本より少なくなる可能性があります。 ・2026年11月に当庫所定の方法により厳正なる抽選を行い、当選賞品は後日進呈いたします。ただし、当選番号の定期預金が抽選時点で解約されている場合、その当選番号は無効とします。									
利息	適用利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>年0.500%</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>年0.650%</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>年1.200%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1年目から3年目のみ、この適用利率が適用となり、3年目の満期継続後は継続時のスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>	適用期間	適用利率	1年目	年0.500%	2年目	年0.650%	3年目	年1.200%
	適用期間	適用利率								
1年目	年0.500%									
2年目	年0.650%									
3年目	年1.200%									
利払方法	【スーパー定期（単利型）】 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。									

1/2

## 商品名：懸賞品付特別金利定期預金

	計算方法	【スーパー定期（単利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人（個人事業主を含む）のお客さまは2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</li> <li>・法人のお客さまは総合課税となります。</li> </ul>
手数料		—
付加できる特約事項		マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		解約時の普通預金利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法		店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
その他参考となる事項		証書式のみのお取り扱いです。（通帳式・総合口座はお取り扱い出来ません。）
苦情処理措置・紛争解決措置		<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0852-23-5505）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
預金保険について		<p>預金保険制度の対象となります。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>